

## 議 第 1 5 号 議 案

『災害ボランティア割引制度』の実現を求める意見書の提出について  
『災害ボランティア割引制度』の実現を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議  
会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年9月24日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 伊勢田 幸 正

### 提 案 理 由

『災害ボランティア割引制度』の実現を求める意見書を地方自治法第99条の規定  
に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 『災害ボランティア割引制度』の実現を求める意見書

災害列島日本と言われるように、近年は地震に津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が多発している。また、近い将来に発生すると予測される南海トラフ地震や首都直下型地震、東南海・南海地震などにも備えなければならぬ。

このような大災害が発生した場合、被災者の支えとなり復旧・復興活動に欠かせないのがボランティア活動であり、東日本大震災等でも多くの市民が実感したところである。

大災害が発生すれば被災地ではすぐに家庭の清掃や畳・家具の搬出、瓦れきの処理などが始まり、最近では発災直後からボランティアを求められるケースが多くなってきている。

しかし、全国社会福祉協議会と兵庫県発表の統計によれば、東日本大震災の被災地に入ったボランティア数は、阪神・淡路大震災の同期間に比べて約40万人少なく、その最大の要因は被災地までの交通費、宿泊費が高額になるためとされている。つまり、「行きたい気持ち」はあるが「行くことができない」。とりわけ学生を初め、若い世代が経済的理由から行けない実態が見受けられる。本来であれば、次世代を担う若い世代にこそ、被災地でのボランティア活動を通して、防災知識の向上、人と接する温かさ、そして郷土を愛する気持ちを育んでもらいたいと考えるところである。これは、ひいては日本全体の防災力を高めることにも通じる。

本来、「自己完結」すべきボランティア活動ではあるものの、現実的には各交通機関やホテル・旅館を使うことになる。しかし、交通費や宿泊費を割り引く制度がない。

よって、富士見市議会は、政府に対し、下記のとおり「災害ボランティア割引制度」の実現を求めるものである。

### 記

地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害発生時に、ボランティアに対して各公共交通機関やホテル・旅館などに交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

富士見市議会

総務大臣 高市早苗様  
国土交通大臣 太田昭宏様  
復興大臣（福島原発事故再生総括担当） 竹下亘様